

社会福祉法人敬養会 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬養会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(理事及び評議員の勤務報酬)

第4条 理事長が、法人及び事業所（法人が設置経営する事業所をいう。）（以下「法人及び事業所」という。）の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営業務の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

3 役員及び評議員の報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支払うものとする。

(費用の支給)

第7条 役員及び評議員が、法人及び事業所の運營業務のため出張する場合は、職員旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(重複支給の防止)

第8条 評議員が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び実費弁償費は支給しない。

2 役員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規定により運營業務に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬及び実費弁償費は、支給しない。

3 法人及び事業所の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

附則 この規程は平成29年6月20日(評議員会議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1 (第3条・第5条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬	日額 12,000 円	無
評議員会出席報酬	日額 12,000 円	無

別表2 (第4条・第5条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事及び評議員業務報酬	日額 12,000 円	無
監事監査指導報酬等	日額 25,000 円	無